

# 沼津市男女共生プラン推進本部設置要綱

## (設置)

**第1条** めまづ男女<sup>ひと</sup>ハーモニープラン(以下「プラン」という。)を推進するため、沼津市男女共生プラン推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランに係る各部課との調整に関すること。
- (3) その他男女共生に係る施策に関すること。

## (組織)

**第3条** 推進本部は、沼津市庁議規程(昭和51年沼津市訓令甲第4号)第8条に規定する構成員をもって組織する。

## (本部長及び副本部長)

**第4条** 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は助役を、副本部長は企画部長をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (推進本部の会議)

**第5条** 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が召集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (調整会議)

**第6条** 推進本部に調整会議を置き、その委員は、別表に掲げる所属職員をもって充てる。

- 2 調整会議に議長を置き、政策企画課長をもって充てる。
- 3 調整会議は、必要に応じ議長が召集する。
- 4 調整会議は、次に掲げる事項を処理する。
  - (1)プランの推進に係る調査研究に関すること。
  - (2)プランの見直し及び修正に関すること。
  - (3)プランに関する必要な意見及び資料の収集並びに整理に関すること。

## (庶務)

**第7条** 推進本部に関する庶務は、政策企画課男女共生推進室において処理する。

## (補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、助役決裁の日から施行する。

(沼津市男女共生プラン調整会議設置要綱の廃止)

2 沼津市男女共生プラン調整会議設置要綱(平成11年8月16日助役決裁)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

別表

政策企画課	人事課	地域づくり推進課	市民相談センター
総務課	健康管理課	社会福祉課	子育て支援課
長寿介護課	障害福祉課	産業戦略課	商工観光課
農林農地課	水産海浜課	環境政策課	ごみ対策推進課
クリーンセンター管理課	緑地公園課	建築指導課	道路課
街路課	教育総務課	学校教育課	文化振興課
生涯教育課	スポーツ振興課		

庁議規程第8条

助役	収入役	水道事業管理者	教育長
技監	企画部長	財務部長	市民福祉部長
産業振興部長	生活環境部長	都市計画部長	建設部長
病院事務局長	消防長	議会事務局長	監査委員事務局長
教育次長			